

審査の結果の要旨

氏名 青木栄一

本論文は、公立学校施設整備事業（以下、施設事業）の負担・補助金制度の機能と政策実施過程の分析を通じて、国・都道府県・市町村の関係を軸に戦後教育行財政制度の構造を明らかにしようとしたものである。これまでの教育行財政制度研究の多くは、総じて、「垂直的行政統制モデル」と称される分析枠組みに依拠し、法制度の権限規定等の「静態的」分析に傾き国の集権的統制と自治体の自律的施策・事業遂行の脆弱さを描き出すという性格のものであった。それに対して、本研究は施設事業という政策領域を対象に政策実施過程に焦点をあてた法制度と政策の「動態的」分析を試みることで、国による限定的制約をうけつつも自治体が裁量的に政策・事業を実施することが可能であったこと、特に、施設事業の量的整備が確保され質的整備へと政策の基調が変化した1980年代以降は国と自治体の相互依存的な政策形成が進行する中で自治体の裁量的な政策・事業が広く実施されてきたことを明らかにして国・自治体関係と法制度研究に新たな知見を加えた。

本論文は、本研究の課題と方法、分析枠組みを提示した序章と施設事業の政策・制度を分析した第Ⅰ部（1章～5章）、政策実施過程を分析した第Ⅱ部（6章～11章）、終章から構成されている。序章では先行研究の総括と問題が整理され本研究の政策過程研究の意義や政府間関係の分析枠組みが論じられている。第Ⅰ部においては、第Ⅰ部の課題設定（1章）の後、戦後の施設事業政策の変遷（2章）とその負担・補助金制度の成立・変容が分析され、負担・補助金が自治体の施設事業の実施にとって不可欠で施設事業のナショナルミニマム確保と格差是正に大きな役割を果たしてきたことを明らかにしつつ（3章、4章、5章）、量的整備から質的整備へと国の政策課題の重点が移行する1980年代以降に国の政策が自治体の施策・事業に依存していくという政策形成パターンの変容が見られ国と自治体の相互依存の関係が形成されてきたことを指摘している。第Ⅱ部では、第Ⅱ部の課題設定（6章）に続き、施設事業の実施過程の手続きと仕組みが明らかにされ（7章）、都道府県教育委員会の行動と機能は国の市町村に対する統制・管理を増幅するものではなく、市町村への基準伝達と援助助言・補助を主たる目的とするものであること（8章）、市町村は施設事業の財源を国に依存しながらも独自の財源調達＝自主財源の投入で国基準を超える「継ぎ足し単独事業」を実施し裁量的な施策・事業を広く行ってきたことを指摘している（10章、11章）。加えて、行政機関内部の政策実施過程だけでなく施設事業の利益団体という政治的アクターも取りあげ自治体の施設事業要求の国への押し上げという政治的動態を分析している点も先行研究には見られない本論文の大きな特徴となっている（9章）。

以上のように、本論文は、施設事業に関する政策・法制度の展開と機能変容、そして、その実施過程を綿密な資料統計と調査で分析・叙述することで戦後日本の教育行財政制度の構造を新たな視点から析出した優れた研究であり、又、政策の類型化にもとづく教育政策実施過程研究の先駆的研究ともなっていると評価された。

よって、本論文は博士（教育学）の学位を授与するに値するものと判断された。